

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

'06年秋季シンポジウム

—あるべき消費税の構築に向けて—

吉月税連

Feb.15.2007 No.146

135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149

Contents

2006年 秋季シンポジウム—P.3～10



開会挨拶／城田会長

TAX to the future～あるべき消費税の構築に向けて～

- 実行委員長挨拶 千葉青税 押田百々枝 — 3
- 東京青税「消費税と日本国憲法」 白 稲子 — 4
- 近畿青税「消費税の益税問題」 岡本 等 — 5
- 神奈川青税「消費税の課税趣旨と実務」 幸田 順子 — 6
- 岐阜青税「課税取引と非課税取引」 佐藤 豊和 — 7
- 埼玉青税「公正な負担としての課税」 渡邊 和美 — 8
- 名古屋青税「益税と損税」 武山 卓史 — 9
- 千葉青税 シンポ開催を担当して 小川 成幸 — 10
- 懇親会スナップ — 16



韓国訪問記—P.11～14

- 納税者の権利擁護制度を学ぶ 組織部長 高垣 希 — 11～12
- 韓国税務士考試会への質問と回答 法対策部長 植木 心 — 13～14

名古屋ミーティング—P.15～16

秋季シンポジウム in 千葉

平成18年11月12日
東京ベイホテル東急
インペリアホール



押田実行委員長挨拶



シンポジウム会場

秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長 押田百々枝

2004年、千葉での定時総会を終え、千葉青年税理士連盟の会員一同安堵感を覚えていたのもつかの間で、2006年の秋季シンポジウムの千葉での開催という案が理事会で提案されました。当時の会長から相談をされ、どうせやらなければいけないなら先送りにするより私が実行委員長引き受けるから引き受けてしまえば、と言ったことから、研

究部長を経て、本年度実行委員長に就任しました。

定時総会が舞浜でしたので、他の場所ということも考えたのですが、交通の便を考慮し舞浜の東急ホテルに決定しました。

その後全青理事の皆様にご審議頂き統一テーマを「TAX to the future～るべき消費税の構築に向けて～」としました。また、各単位青税のテーマにつ

いては、前年、前々年を参考にさせて頂き、各単位青税に自由に考えていただく形にしました。発表内容だけでなく発表形式についても各単位青税の特色が反映されたものではなかったのではないかと思います。

懇親会については、シンポジウムの発表形式と重なったものもありましたが、参加者の皆様の御協力により、楽しんで頂けたと自負しております。

最後に、2006年秋季シンポジウムにご参加頂いた全青会員の皆様に、心より御礼申し上げると共に、ご協力頂いた吉田事務局長をはじめとする、千葉青税の会員に感謝の意を表したいと思います。

2007年は、東京にて開催致します。年に一度、一つのテーマに添って各単位青税が様々な角度から研究した結果を発表する場であります。懇親を深める機会でもありますので、より多くの会員に参加して頂けることを祈念しております。



懇親会場

東京青税**「消費税と日本国憲法」****全国青税シンポジウムに参加して****白 稲 子**

全国青税シンポジウムには、財務省役人、政治家、財界、零細企業者、そして税理士を出演者として、「消費税と日本国憲法」というテーマで討論会形式により取り組みました。シナリオは、東京青税の実行委員長である松嶋さんが短時間で書き上げ、読み合わせはシンポジウム開催1ヶ月前から4回ぐらい行ったように記憶しています。私は、出演者として参加したのみでシンポジウムの論文作成には関わっておりません。そして、大会当日、「青税連」の原稿を依頼され、締め切りをはるか過ぎた今日、あわてて原稿を書いているところです。その参考書としてシンポジウムの論文に目を通し、改めてシンポシナリオを再読してみると、シンポシナリオはシンポジウムの論文を基点に作成されているということを感じました。

シンポジウムの論文は、消費税には逆進性があることを裁判所は認めながら、逆進性の緩和は税制全体ひいては社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要であると結論。すなわち、租税制度、各種社会保障等を含めた総合的な施策によって実現されるべきであるとしながらも、裁判所は具体的な施策を行っているのかどうかの判断を避ける、つまり、裁判所は立法権の自由裁量論から違憲問題には触れていないということに言及しています。

一方シンポシナリオの中では、立法過程において、消費税の逆進性についての討議が不十分であり具体的な施策はなんら行われておりません。それどころか、消費税の逆進性からもたらされる格差社会を容認するような発言も出る始末です。これは、決して架空のものでなく現実に



日本国民の間で起こっていることです。

ところで、裁判所が極力違憲問題に触れないことは、三権分立に資することになるのでしょうか。もともと三権分立の意義は、国家の権力を区別して異なる機関に担当させ、他の機関が暴走しないように相互にけん制されることによって国民の基本的人権を守ることにあります。会社法は、決定機関、執行機関、監督機関が相互にけん制しあうことを余儀なくされるよう規定されていますが、現在の日本では、三権分立が実現されていると言いかることはできません。三権分立どころか、三権独立、三権癒着というのが現実ではないでしょうか。シンポジウムに参加して、いろいろ考えさせられました。

このように日常では決して体感できないことを、シンポジウムでは体感することができます。会員の皆さん、今年の秋のシンポジウムにはぜひ積極的に参加してみてください。

近畿青税

「消費税の益税問題」

秋季シンポジウムに参加して

岡本 稔

平成18年11月12日（日）に、東京ベイホテル東急で行なわれた秋季シンポジウムに参加した。

今回は、“TAX to the future～るべき消費税の構築に向けて～”というメインテーマの下に、各単位青税が寸劇形式などのさまざまな方法で発表を行なった。昨年の秋季シンポジウムでは、各単位青税の発表を見させて頂く立場であったが、今回は、発表者の一人として舞台上に上がる立場であった。近畿青税は、サルの全身タイツ姿での発表が恒例のことなので、発表者の一人としての出演依頼があった時には、「自分も遂にあの格好をするのか…。」と少々ブルーな気持ちになったが、幸いにもサルの全身タイツ姿だけは免れることができた。

近畿青税の発表は、クイズ番

組を真似ての「前ふり」、さらに寸劇形式での「本題」、「オチ」と構成された。私は、「前ふり」での解答者役として舞台に立った。「前ふり」・「オチ」などというと、お笑い中心の発表のイメージを持たれるかも知れない。もちろん、関西人なので、笑いを誘うことを意図した部分もあることは否めないが、改めて台本を見てみると、やはり大いに真面目なものである。例えば、「前ふり」では、「次のうち、消費税の益税が最も生じているものはどれ？」という問題が出され、選択肢は、

- A：免税事業者
- B：簡易課税
- C：95%以上の全額控除
- D：全部同じ

というものであった。私が台本どおり、会場のみなさんの考えをお聞きしたところ、Cと考え



た方が一番多かったように記憶しているが、なにぶん次の台詞のことしか頭になかったため、定かではない（拍手で答えて下さった方、すみません）。司会者役であった、近畿青税代表幹事の五十嵐さんは、アドリブを入れるほど落ち着いていたが、私はというと、人前に出ることが苦手な性分であるため、原稿の棒読みという大変お粗末なものとなり、五十嵐さんとは、大変対照的であったと思う。

前述したとおり、笑いの中にも大いにまじめな部分があり、考えさせられ、学ぶものも多かった。このような機会が得られるシンポジウムに、来年も是非参加しようと思う。もちろん今度は、この緊張感から解放された、見る側として。



神奈川青税 「消費税法の課税趣旨と実務」

何で私が実行委員長？？

幸田 順子



もうすぐ職場の夏休みというある日、半田代表幹事から1通のメールが届きました。

タイトルには「お願いがあります」と書かれ、何だか不吉(?)な予感…。開けてみると、今年度の秋季シンポジウムの神奈川の実行委員長をお願いしますとのこと。秋季シンポジウムについては「あ～、昨年城田会長がマツケンサンバを踊った、あれねっ！」というぐらいの意識しかなかった私は、正直「何で私が実行委員長…？？」と思いました。

半田代表幹事のメールには、私を選んだ理由も書かれています。何でも秋季シンポジウムは資料集を作成したり、それに基づく発表をしたりと、たいそうアカデミックな大会で、そのアカデミックなことをまとめには、私は適任とか何とかかん

とか…。その話を家族にすると夫も息子も大笑い。「世の中で母さんほどアカデミックに遠い存在は無いよ」と言われ、私もつい「アカデミック」という言葉を今一度調べたほどでした。受けるべきか断るべきか…。考えれば考えるほど、分不相応だなと思いましたが、現在の神奈川の実働人数やメンバーのことを考えると、無下に断ることも出来ず、不安いっぱいながらもお受けすることにしました。

承諾はしたものの、それから一ヶ月は何の行動も起こさず、のんびりと夏を謳歌していました。が、気づくと発表本番まであと2ヶ月ちょっと…。焦って、研究会を開催する旨のインフォメーションを流し、8月の下旬から毎週水曜日の夜、研究会を行いました。研究会に集まってくれたメンバーは、いつも



の幹事会のメンバーとプラスαでちょっと心許ない人数でしたが、意を決して(?) 参加してくださいただけあって、どなたも協力的で実行委員長としては、たいへん心強い方々ばかりでした。しかしこのメンバー、10月に行われた静岡大学とのディベート大会のメンバーとほぼ重なっていて、実のところ9月、10月は相当きつい毎日だったと思います。

原稿の提出締切日が9月30日だったので、それまでは研究会も秋季シンポジウムの色が濃かったものの、それが終わってからは、ディベート大会一色になってしまい、結果、発表の準備については時間がなかなかとれず、手薄になってしまったのが正直な話です。

どうにか当日の発表を終わらせることができたときは、内心ホッとした。

資料集や発表の内容や様子は紙幅の都合上、省略させていた



岐阜青税 「課税取引と非課税取引」

シンポジウムに参加して

佐藤 豊和

去る11月12日、千葉県浦安市で開催された2006年全青税秋季シンポジウムに発表者として参加させていただきました。私はまだ18年の4月に入会したばかりで、青税について右も左もわからないような状態での参加でしたが、発表に向けての論文製作と寸劇の練習を通して、青税メンバーの意識の高さと熱い思いはひしひしと伝わってきました。

今回、岐阜青税は「岐阜のソナタ」と題して、河合敏則実行

委員長の作・演出による寸劇を発表。河合委員長作のシナリオの完成度の高さとパワーポイント（もどき？）の緻密さには、われわれ演者も舌を巻く出来で、笑いの中に痛烈な批判などもあり、見事と言う他ありませんでした。この中で登場したハグミンというおねえキャラの七変化がこの寸劇のポイントだったのですが、場面転換ごとに行う特殊メイキャップ効果により、このハグミンがひときわ壯絶な容貌に進化していく様に



は、生暖かい戦慄さえ感じました。最後のオチのハグミンを演じたのは安江会員。現実社会だったら、屋外に出た瞬間に即職務質問→任意同行を求められるであろうその姿には、いろんなシチュエーションを想像して、久々に腹の底から笑ってしまいました。

懇親会では、川崎賢二岐阜青税会長が鵜匠に扮し鵜を操るという、岐阜以外ではありえないパフォーマンスで会場が大盛況。「面白うて やがて哀しき鵜飼かな」と詠んだのは松尾芭蕉ですが、そのような侘びさびの世界とは無縁の青税パワーで、平成19年8月5日に開催される全青税岐阜全国大会のPRをさせていただきました。加藤次期岐阜青税会長のもと、岐阜青税一丸となって全国大会を成功させようと思っていますので、来る8月5日にはぜひ風光明媚の地・岐阜にお越しください。お持ちしております。



だきますが、発表の様子は掲載の写真で想像していただくことにし、資料集についてはどうぞ一度手にとって読んでいただけたらと思っております。

最後になりましたが、秋季シンポジウムのメンバーの皆様、

関係してくださったたくさんの会員の皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。



埼玉青税

「公正な負担としての課税」

初めての原稿作成

渡邊和美



私は平成15年に埼玉青税に入会し“秋季シンポジウム”には、今回が3回目の参加です。いつもは、何も手伝わずにただ参加して懇親会に出るというパターンでしたが、今回は発表する原稿作成の手伝いをしました。

埼玉テーマは『公正な負担としての課税』。私はその中でも『免税点』についての担当でした。初めての原稿作成者が多かったためか、埼玉は項目ごとに2人で作成。少し安心しましたが、何をどうしたらいいのかという段階からの始まりでした。とりあえず何をすると良いかという質問からの作成でした。

図書館に行って参考文献を調べて必要な部分をコピーし、それを基に原稿作成すると良いと聞いたので、地元の図書館へ行ってはみたものの、テーマに沿った文献は皆無。四苦八苦していると、「原稿担当者で都合の

つく人は、日税連の図書館に行く」ということが、メーリングリストにアップされたので、これに参加することにしました。

図書館に行く前までに、これをこんな感じで書けばいいかと、ある程度はイメージを考案。図書館に着き、文献を検索していくうちに、地元にはない文献が何十冊も見つかり、「やはり専門的な図書館に行けばあるものだな～」と驚いたものです。

必要な文献を探し出し、調べていくと「これも必要だ」、「こっちも必要だ」と、どんどん本が山積みになり、いつの間にか当初のイメージとはかけ離れたものとなってしまいました。「ここを削ると話がつながらなくなる」、「ここを入れないと話がつながらない」など、最終的には担当者同士で話し合いをしました。

最初の原稿発表のときまでに

完成はしたものの、原稿の発表を聞いた青税の先輩に「ここはこうした方がいい、これも書くといい」など、いろいろとアドバイスを受けて修正し、何とか最終的な原稿作成の期日までに間に合いました。原稿作成の方々はいつもこんなに苦労しているのだな～と思うと同時に、今までただ見ていただけの自分が、少し申し訳ないように感じました。

最後に、発表者の皆さんお疲れ様でした。そしてシンポの会場準備等をしてくれた千葉青税の皆さん、楽しい一時をありがとうございました。

名古屋青税

「益税と損税」

超一級のエンターテイメント！？

武山（やっくん）卓史

（写真右真中）



今年の名古屋青税の発表内容を、実況ダイジェストでお届けします。

まず、会長挨拶をあえてせずに、ビデオレターによる西川会長の登場の後、今年の名古屋青税は笑い、ギャグ、おふざけばかりだと思われている方々に先制攻撃をしけけ、パワーポイント（以下PP）をバックに「益税と損税」の定義を真面目にぶちかました。

そして、PP & ナレーションを使った、言葉と絵と写真による笑いを織り交ぜながらのオープニングの後、ついにはじまつたのが、名古屋青税流「エンタの神様」です。寸劇形式の発表は過去にも多いですが、コント形式の発表はかつてなかったのではないでしょうか。

まず登場したのが、一世を風靡した「波多陽区」です。簡易課税についてビシバシ斬りまくり、会場は笑いと拍手の渦となりました。「これはイケる！」

確かな手ごたえを感じつつ、続くは現在人気沸騰中の「平井ケンジ」です。およそ消費税とは関係のない「大きな古時計」を熱唱しながら、PPと顔の表情により簡易課税による益税の解消案を提唱しました。口パクだと思った人もいたようですが、本当に歌っていたのですよ。早く歌い終わってもダメ、遅すぎると曲が終わってしまうということで、実は直前まで一番練習していたものなのです。

そして次は懐かしの「ひげダンス」です。「エンタの神様」を知らない会員のためにと演目に加えたものでしたが、やはりバカ受け。演者が言葉を発することができないので、かなり難しかったのですが、そこは動きで見事にカバー。喋らないでジェスチャーだけという、斬新な形式での発表となりました。

続いては名古屋青税のホープによる「ヒロシ」ならぬ「タワラ」です。新入会員ということ



もあってかなり緊張したようですが、さすがにそこは名古屋随一のお調子者。本番ではアドリブも飛び出す余裕で、拍手喝采でした。

そして名古屋青税副会長のあいさつということで真面目にいくと思いきや、「小梅太夫」の格好をした副会長。舞台に出ただけで大爆笑。消費税のことはついに一言も触れませんでした。小梅が波多陽区に斬られ、ついに最後の「桜塚やっくん」の登場です。化粧が間に合わず、慌てて舞台に上がったのはいいですが、手にしていた台本が全く違う台本だったのです。内容はほとんどアドリブ。客席にいた神奈川青税の女性会員による「ニヤ～」にも助けられ、大盛り上がりで一気にクライマックスの「サライ」へとなだれこみました。

最後は24時間TVのTシャツを着た名古屋青税の会員がステージに上がり、「サライ」を歌いながら西川会長の感動(?)のゴールで発表は終了しました。その後は千葉青税の皆様に「閉会式もよろしくお願ひします」と言われていたのを真に受けた

けた、日本随一のお調子者・西川会長&やっくんが、閉会式まで仕切ってしまいました。その後の懇親会でも世界随一のお調子者・河村「小梅」副会長&やっくんがクイズミリオネアでお騒がせしていました。この場をお借りして関係各所にお詫

び申し上げます…。

企画段階から練習へと糸余曲折ありましたが、当日は全員が一丸となって成果を出し切ったことに満足しています。来年はこのメンバーで地方巡業でも回ろうかな…。

千葉青税

シンポ開催を担当して

青税のシンポジウムらしさ

壇上では何か出し物が行われている。流行のお笑い芸人の真似をした人が出てきたりして楽しそうかなと思えば、プロジェクトを使って少々難い話をしたり。ちょっと文化祭のように見えなくもない。ああ…このままだと時間がチョットマズイなー。タイムテーブルとのズレは休憩時間で調整してもらおう。

今回久しぶりにのぞかせてもらったシンポジウム。私はタイムキーパーの係を担当しましたが、ひたすら演目の時間管理に気を配りながらのことなので、各単位会の発表を落ち着いて鑑賞することはできませんでした。少々残念。それでも、断片的ながら今回のテーマである“消費税”に関するメッセージを楽しく受け取れたような気がします。

こうして感想を綴っていて思うのですが、とても楽しく青税のエネルギーを感じる祭典であったことを思い出すのと同時に、“青税のシンポジウム”というものに関してある違和感を

抱くのです。次会に向けて前に進んで行くための手がかりがないというのか、何か“芯”がないような気がするというか。

勿論今回の発表は事前に与えられたテーマに基づいているわけですから、違和感と言うのは個別の発表の内容に関して抱くものではないのです。なんというか、青税のシンポジウムという“入れ物”に関して感じていることなのです。

シンポジウム：“[symposium]（古代ギリシアで饗宴の意）討論の一形式”。そんな広辞苑の定義のような話を持ち出すのは野暮だとしても、青税のシンポジウムとして行っているものはどうあるべきなのか、あるいは“青税のシンポジウムと名乗るからには、どうあるべきなのか”…作業中そんなことがぼんやりと頭に浮かんでいたような気がします。

シンポジウムという言葉にこだわる必要は全くないと思います。それでも、次に向けてより良いものを生み出そうとすると



司会のふたり



受付の皆さん

きに「青税のシンポジウムと呼ぶものはこうあるべきだ」そうした指標が必要ではないのかなーと、そんな風に感じます。

全くの思いつきで言うと「シンポジウム憲章」ってどうでしょうか。ちょっとオリンピックを意識しているみたいですが。祭典としての理想を綴ったものがあったら良いと思うのです。誰かがシンポジウムに関して意見をしようとする時、シンポジウム憲章に照らして青税のシンポジウムらしいのかどうか、そんな風に自然と思いをめぐらす。そうしたら建設的な議論が行えるような気がします。

なんか自分で言っておいてなんですが、ちょっと気に入ったかも。

「シンポジウム憲章」
どうでしょうか？

韓国訪問記

納税者の権利擁護制度を学ぶ

組織部長 高垣 希



税務士会館前で



韓国税務士考試会との勉強会

11月23日、全国青年税理士連盟一行15名の訪韓は、参加者が各出発地から無事韓国に到着とはいかず、某航空会社の機体故障により、名古屋出発組が、8時間以上の遅延で到着するというハプニングで始まりました。

定時に到着できた先行組は昼食後、スケジュール通りに、韓国税務士考試会との勉強会を行いました。

勉強会のテーマは、「納税者の権利擁護・税務調査では納税者の権利は護られているか？」

韓国は納税者権利憲章の制定等、納税者の権利擁護の先進国であり、韓国語、日本語に翻訳された共通レジュメを使用しながら、活発な意見交換を行い、不測の事態によるメンバーの不足も補い、無事終了することが出来ました。植木法対策部長作成の、韓国税務士考試会に対する質問は、勉強熱心な部長の性格を反映し、考試会をも驚かす

ボリューム！ 限られた時間ではありましたが、事前の準備がものをいい、充実した勉強会となりました。

勉強会の後の夕食を兼ねた懇親会のメイン料理が終了する頃に、名古屋組が到着。インチョン空港からタクシーでレストランまで自力到着という、名古屋の実力のおかげでようやく全員が揃うことが出来、城田会長、麻生総務部長以下全員がほっとしました。

やはり、韓国通のN会員だから出来たこと、ハングルの地名も読めない自分が少し恥ずかしい…。

24日は全員がそろい、午前中の三成税務署訪問から1日が始まりました。三成税務署は、1つのビルに3つの税務署と税務のサービスセンターが入っているという特質すべき立地にあります。

署長自らビルの入り口でのお

出迎えの後、会議室での質疑応答です。三成税務署側は、朴署長、総務課長、調査課長、納税者権利保護担当官の4名の参加がありました。

事前に考試会を通じて全青の質問事項をお伝えしてありましたので、重点質問項目の納税者の権利擁護に関する担当官が参加するという、意義のある質疑応答でした。

韓国の国税当局の考え方で一番印象的だったのが、納税者へのサービスの本質という点です。日本では、インターネットで申告が出来ることが納税者へのサービス、つまり利便を図ることがサービスの意味であるといつても過言で無いような印象を受けます。

韓国では、「納税者サービスとは、国民に奉仕するのが公務員であり、その意味での奉仕がサービスをさす」という署長の発言が、当たり前といえば当



三成税務署での懇談会 税務署側 全青税側



り前ですが、新鮮に感じました。納税者権利憲章の制定が韓国の納税者権利保護の終着点でなく、納税者の権利保護制度は時代の変化とともに、どんどん発展、変化していく現在の実情の説明も興味深いものがありました。

韓国では、税金ポイント制度が設けられています。これは高額納税によりポイントがたまり、海外旅行時の空港の出入国に際し、VIP待遇が受けられるなどの特典が受けられるなど、工夫を凝らした制度です。マイレージとかポイントとか民間企業では当たり前なことでも、政府機関が導入しているのが驚きました。

質疑応答の後、見学したサービスセンターにも、韓国的な納

税者へのサービスの精神が發揮され、日本の税務行政だけしか知らない私には、とても興味深い見学となりました。

午後は、韓国税務士考試会全会員対象の勉強会に出席です。テーマは「会計参与」で、日本側から講師として阿部法対担当副会長が、壇上に上がりました。

全青の「会計参与」に対する考え方は、会計参与のプラス面だけを強調した情報を提供されていた考試会の会員に相当なショックを与えたようです。

質疑応答の場面では、緊迫したやり取りとなり、導入に積極的な税務士会サイドの会員の質疑は過去の日税連と全青の意見交換を髣髴とさせ、感慨深いものでした。

日韓の直接の勉強会は、生き

た情報の交換という意味で、非常に意義のある体験となりました。

勉強会の後は、最後の日程である総会です。審議事項も肅々と進み、会長の交代と新執行部の事業計画と長い1日もあとは懇親会を待つばかり。フレンチのフルコースにもお決まりのキムチが付くという韓国フレンチの真髄？を味わい、忙しい韓国訪問の公式日程を終了することが出来ました。

さすがにタフな全青のメンバーも少し疲れ気味でした。病人（二日酔いはのぞく）も出さずに、懇親会のあとに二次会も乗り切り、25日には全員が今度は無事、予定の飛行機に乗って帰国することが出来ました。みなさま、本当にお疲れ様でした。



三成税務署前で



三成税務署サービスセンター

韓国税務士考試会への質問と回答

質問作成／文責 法対策部長 植木心一

I 韓国合同勉強会の事前質問事項

1. 韓国では、税務調査を受けること自体を拒否した場合の罰則規定は、どのようなものでしょうか？

A. 租税犯处罚法 罰金50万ウォン又は科料に処する。

また、各税法ごとに推計課税ができる規定がある。

2. 韓国の税務調査の事前通知は調査開始7日前とされているそうですが、実際にも7日前ごろに通知されるのでしょうか？

実際は、2～3週間前ではないでしょうか？（7日前では、一般的な社長と税理士との日程調整は難しいでしょう。）

A. 訓令では、「書留・電信・直接書類交付」とされている。実際には、2週間前ぐらいに連絡がある。

3. 日本では、確定申告時期（繁忙期）には税務調査依頼があっても延期願いする税理士が多いのですが、韓国ではいかがでしょうか？

A. 繁忙期にも調査は実施される。ただし税務士会が申し入れをしている。

4. 韓国の納税者権利憲章には「やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請する権利があります。」とありますが、「やむを得ない事由」を具体的にご説明下さい。（日本では、納税者が延期依頼するために特段の理由を述べる必要はありません。）

A. 実際には、延期することはほとんどない。

5. 韓国の『税務調査事前通知書』の「通知内容」には、「調査の事由」の欄がありますが、実際上はどのような記載があるのでしょうか？具体的にご説明下さい。（日本では、調査理由については、税務署職員が「所得の確認」とさえ言えばそれで調査理由を述べたことになる現実があります。裁判でもそれは追認されています。）

A. 3つに類型化されている。①定期 ②特別 ③簡便（インボイスの不適合を電話や書面で確認）

インボイスは2枚作成される。ニセインボイスに対しては、厳しく対処される。

5年程度の期間が開けば、それが①定期調査の理由となる。

業種集中調査・企画調査等が実際には実施される。

6. 韓国では、一般的な納税者（税務士関与がない場合）は税務調査の受任義務につき、どの程度理解しているのでしょうか？（日本では、一般的な納税者は通常の税務調査が任意調査であることを理解していません。）

A. 理解していない。

7. 韓国の納税者権利憲章には「税務調査時、租税専門家の助力を受ける権利」とありますが、租税専門家とは具体的にはどのような者でしょうか？

A. 税務士・登録公認会計士・弁護士の3つ。

実際には、ローファームの職員が対応することがある。

8. 韓国では、上記租税専門家以外の者が税務調査に立ち会うことはできるのでしょうか？

A. 紳士連盟という団体職員が立ち会う場合がある。

なお、韓国では、民商のような共産党系団体はその存在自体が許されない。

9. 韓国の税務士は、一般的には税務調査前に納税者と事前打合せする方が多いのでしょうか？少ないでしょうか？

A. 当然、行っている。

①予想される問題点 ②予想される質問 ③対象書類確認 ④（言いにくいが）隠すべきもの ⑤進行の予想 ⑥税額予想 等々

10. 韓国の税務調査では、税務署職員からの質問に関する返答は、通常、まずは税務士がするのでしょうか？納税者でしょうか？

A. 質問内容や状況にもよるが、税務署員は税務士よりも納税者本人に聞きたがる。

11. 韓国の税務調査では、納税者のパソコンの中身を調べますか？

A. 定期調査では、あまりそのようなことはない。

12. 韓国の税務調査では、税務署職員は納税者の帳簿類のコピーを持ち帰りますか？

13. 税務署職員は帳簿類を税務署に持ち帰りますか？

A. 紳士の了解を得た上で持ち帰る。法律上は拒否できるのだが、納税者の立場は弱く、ほとんどの場合は了解する。

II 当日の3つの質問

1. 税務署が保有している納税者情報のインターネットでの流出事故はあるのでしょうか？もしもあった場合には、どのように対応しているのでしょうか？

A. 1994年ごろ、政治的なリークがあり大問題となった。その後は法改正があり、処罰等が厳しくなった。

もしも情報流出があれば、今では納税者の側に立って考えての処理になるであろう。

2. 韓国の納税者保護担当官制度についてですが、この制度の特徴である【税務署の内部機関】でありながら納税者側の立場になって対応してもらえる点につき、ご説明下さい。

A. O E C D 加入のために納税者権利憲章を政府主導で制定したのだが、その制定した政府自身がそれに縛られて、納税者保護の観点からの施

策が策定された。

制度導入当时、納税者保護担当官はその仕事によって昇進が決まり出世コースとなつた。しかし、現在ではその効果が薄れた。新制度として、『課税争点委員会』という税務署の外部委員会が設立された。調査で問題となつた争点について再審議する機関。

3. 韓国の税務訴訟では、税務士の役割はどのようなものでしょうか？また、税務士が訴訟に参加できるような法改正の動き等はあるのでしょうか？（日本では、平成14年（2002年）より、税理士が出廷して陳述できる補佐人制度が創設されました。）

A. 税務士は裁判に出廷陳述する権利は認められていない。審判請求までは税務士の役割、その後の訴訟は弁護士の役割。税務士は当然、訴訟になってからも弁護士のお手伝いをする。

2003年に、税務士が訴訟参加することの署名運動を税務士会が中心となって行った。しかしこ国議員は弁護士が多く、実現しなかった。

税務士会のこれから動きとして、『集団訴訟』の準備をしている。矛盾がある規定等については、多くの納税者が困った状況に置かれる事から、その情報を会で収集し集団で対応することを考えている。

そのメリットとしては、①ローファーム等の訴訟専門家のノウハウ利用 ②問題解決費用の削減 ③国税庁との話し合いの場が持てる

★ 紳士者が置かれている状況を、一番良く分かっているのは税務士である。



韓国税務士考試会の総会



総会後の懇親会 右端 植木法対策部長

名古屋ミーティング開催

研究活動実行委員会
委員長 吉田俊広

第1分科会
納稅者権利擁護

第2分科会
税理士法

第3分科会
税制問題



会長あいさつ



吉田実行委員長



ミーティング会場全景

今年度の全青事業計画に「全国組織というスケールメリットを活かした研修、ディスカッション等を実施し、会員の税理士としての資質の向上を図る。」とある。

具体的には奈良大会で城田会長から説明のあったように、2002年4月に行った浜松合宿をイメージしたものである。

浜松合宿から5年近く経過し当時を知らない会員も多く見受けられる。全青の存在意義を見直すためにも、必要性を感じられた。

当初の法対策部の計画では浜松合宿と同じ確定申告明けの2007年4月頃を予定していたが、今期の全青活動に活かす事や青法協から人権交流集会の分

科会のお誘いもあり、2006年中の開催と決まった。幸い12月が西からも東からも程よい距離の名古屋理事会であったため、理事会に絡めた開催に決定し、12月9、10日開催、名古屋ミーティングと名付けた。

第1分科会：納稅者権利擁護

第2分科会：税理士法

第3分科会：税制問題

とし、60名を目標に参加者を募ったところ、さすがは全青あっさり目標クリア、最終的に部分参加の方も含め64名の参加者となった。

会場や宿の予約は地元名古屋青税の方にお願いし、非常に助けられた。

12月9日、名古屋ミーティン

グ当日。生憎の雨であったが参加者全員が揃い、3つの分科会に別れミーティングの開始。全国からの参加なので、初対面の人も多かったと思うが、そこは日頃それぞれの単位青税で議論を交わしているだけあって、聞き手に徹する人は居らず、あつという間に初日の会議は終了、と思いきや懇親会会場でも継続して議論の展開。すごいぞ全青。

12月10日ミーティング2日目、朝9時から開始という少々無理目な設定であったが、全員揃ったのにはビックリ。前夜羽目をはずした人もちゃんと集合していた。

前日の雨もあがり、さわやかな天気の中、分科会の再開。第3分科会は議員さんを迎えて、



第1分科会



第2分科会



第3分科会

秋季シンポジウム

税制改正のプロセスを聞くなど面白い企画もあった。前日の懇親会ですっかり打ち解けて、ますます議論は白熱した模様。もう少しあつぱり時間があればと少々悔やまれた。

最後に全体会として、それぞれの分科会が2日間で話し合ったことを発表してもらった。時間的にまとめまで迫り着けなかった部分もあるが、全青として外部に向けて意見を発していく

ための基礎作りになったのではないかと思う。全青としての一體感を感じることが出来、全国組織の一員である醍醐味を味わえたことは有意義であった。



乾杯の音頭 石井前会長



城田会長のあいさつ



司会のお二人



2006年11月12日
秋季シンポジウム
in 千葉
懇親会スナップ
東京ベイホテル東急



和太鼓の演奏で盛りあがる



あとがき



今回は、昨年11月に開催された秋季シンポジウムの特集号をお送りいたしました。「TAX to the future～あるべき消費税の構築に向けて～」を統一テーマに、各単位会の趣向をこらした発表が行われ、取材を忘れて見入ってしまいそうでした。

また、12月には一泊二日で

名古屋ミーティングが開催され、3つの分科会に分かれて全国から集まつた参加者により厚く議論が交わされました。

さて城田体制も、折り返し地点を過ぎました。皆で最後まで盛り上げていきましょう。

(Y.S)